

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄



被告準備書面(9)  
原告の「訴えの追加的変更申立書」に対して

平成28年9月16日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告 吉井 康雄



原告の「訴えの追加的変更申立書」に対し、被告は次のように反論する。

第1 原告の「訴えの追加的変更申立書」に対する認否

1 原告の「第1 変更後の請求の趣旨」に対する認否

被告の答弁書および被告準備書面(1)から(8)に示すように、争う。

2 原告の「第2 変更後の請求の原因」に対する認否

被告の答弁書および被告準備書面(1)から(8)に示すように、争う。

3 原告の「第3 変更の理由」に対する認否

被告の答弁書および被告準備書面(1)から(8)に示すように、争う。

第2 被告の主張

1 原告の削除請求の対象に関して

原告は、「第1 変更後の請求の趣旨」において、「被告は、別紙投稿記事目録記載の各閲覧用URLにより表示される各ウェブページを削除せよ」、「第3 変更の理由」においては、「別紙投稿記事目録記載20ないし23の存在が確認されたため、削除請求の対象として請求を拡張する」としているが、この原告の主張は不的確かつ不十分である。そのように判断する根拠を2つ述べる。

(1) 原告が提示する証拠説明書のホームページ（原告のいうブログ）の部分は、  
不的確かつ不十分

平成 27 年 9 月 29 日の訴状において、証拠とした平成 27 年 9 月 28 日の証拠  
説明書に記載の、ホームページ（原告のいうブログ）の部分を以下に示す。

### 原告の証拠説明書

項目	証拠番号	URL
HOME: バーチャルな最高裁の法廷で	甲第1号証の1	http://akindofgolden.web.fc2.com/
原告の裁判への思い	甲第1号証の2	http://akindofgolden.web.fc2.com/200_saiban-eno-omoi.html
被告ら学部執行部(旧・現)に よるパワハラの実態	甲第1号証の3	http://akindofgolden.web.fc2.com/201_pawahara-rireki.html
裁判の経過観察と 原告・被告の提出資料一覧	甲第1号証の4	http://akindofgolden.web.fc2.com/202_minji_saiban_keika.html
大阪地裁 地位保全仮処分を巡る闘い	甲第1号証の5	http://akindofgolden.web.fc2.com/203_chisai_kari-syobun.html
被告らの 不法行為を明らかにする	甲第1号証の6	http://akindofgolden.web.fc2.com/204_hikoku-fuho-koi.html
被告らは、何故、推薦委員会に 推薦できなかったのか	甲第1号証の7	http://akindofgolden.web.fc2.com/205_naze_shinsei-tetuduki_o_shinakatta-noka.html
特任人事における労使情行の 存在を明らかにする	甲第1号証の8	http://akindofgolden.web.fc2.com/206_roshi-kanko-no-sonzai-syomei.html
「例外中の例外」の3名は、 労使情行の議論から除くべき	甲第1号証の9	http://akindofgolden.web.fc2.com/207_3-mei_wa_reigai.html
被告井形浩治の 陳述書とその分析・評価	甲第1号証の10	http://akindofgolden.web.fc2.com/302_igata-no-chinjyutu-syo-hyoka_for_jinmon.html
被告池島真策の 陳述書とその分析・評価	甲第1号証の11	http://akindofgolden.web.fc2.com/303_ikejima-no-chinjyutu-syo-hyoka_for_jinmon.html
被告らの尋問に対する応答と その分析・評価	甲第1号証の12	http://akindofgolden.web.fc2.com/304_jinmon_no_yousu.html
大阪地裁の判決と その分析・評価	甲第1号証の13	http://akindofgolden.web.fc2.com/305_oosaka_chisai_hanketu.html
大阪高裁に臨む、 原告の決意と控訴理由書	甲第1号証の14	http://akindofgolden.web.fc2.com/401_koso_riyuu_syo.html
被告らの控訴答弁書と その分析・評価	甲第1号証の15	http://akindofgolden.web.fc2.com/402_hikoku_koso_toben_syo.html
被告井形の附帯控訴理由書と その分析・評価	甲第1号証の16	http://akindofgolden.web.fc2.com/403_hikoku_futai_koso_riyu.html
大阪高裁の判決と その分析・評価	甲第1号証の17	http://akindofgolden.web.fc2.com/404_kosai-hanketu.html
主文 事実及び理由 第1 控訴の趣旨 第2 事実の概要	甲第1号証の18	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-2_kosai-hanketu-syubun-dai1-dai2.html
事実及び理由 第3 当裁判所の判断 1 認定事実	甲第1号証の19	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-3_kosai-hanketu-dai3-1.html

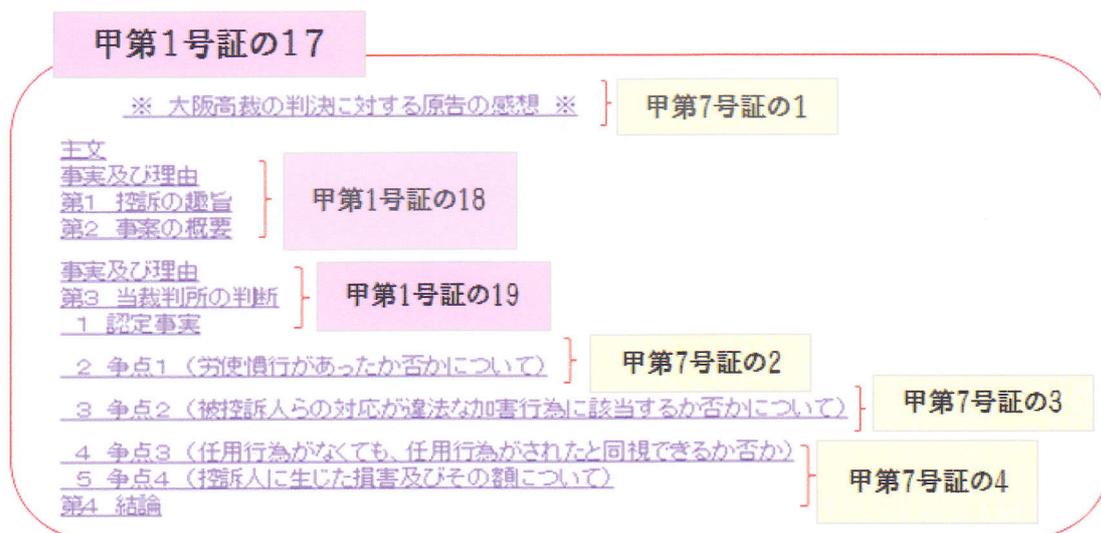
平成 28 年 9 月 6 日の訴えの追加的変更申立書の追加証拠説明書を以下に示す。

※ 大阪高裁の判決に対する原告の感想 ※	甲第1号証の20	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-1_kosai-hanketu-kanso.html
2 争点1 (労使情行があったか 否かについて)	甲第1号証の21	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-4_kosai-hanketu-dai3-2-soten-1.html
3 争点2 (被控訴人らの対応が 違法な加害行為に該当するか 否かについて)	甲第1号証の22	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-5_kosai-hanketu-dai3-3-soten-2.html
4 争点3 (任用行為がなくても、 任用行為がされたと同視できるか否か) 5 争点4 (控訴人に生じた損害 及びその賠償について) 第4 結論	甲第1号証の23	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-6_kosai-hanketu-soten-3-4-keturon.html

(別紙) 投稿記事目録に記載された原告の証拠対象に対する原告の接し方、認識の仕方を分析すると、不的確かつ不十分な証拠への接し方、認識の仕方をしていことが理解される。そのように判断する理由の1つは、甲第1号証の17のリンク先ファイルの取り扱いである。

下図に示すように、甲第1号証の17にはリンク先ファイルが6つあるにもかかわらず、リンク先ファイルを明記せず(同目録15頁参照)、6つの内の2つのリンク先ファイルを甲第1号証の18と甲第1号証の19とし、残り4つのリンク先ファイルを、今回の「訴えの追加的変更申立書」において、甲第7号証の1、甲第7号証の2、甲第7号証の3、甲第7号証の4としている(同目録、16～18頁参照)。

このようなリンク先ファイルの取り扱い方から、原告は個々のファイルの意味内容やファイルの相互関連には無関心で、深く精査することもなく、削除請求対象の追加という申立を行った、と解釈され、被告のホームページを削除させることが唯一の目的ということが理解される。



2つ目の理由として、甲第1号証の19を取り上げ、これで説明する。

(別紙) 投稿記事目録16頁にある、甲第1号証の19を部分的にスキャンして合成した図を次の頁に示す。

この図では、原告は甲第1号証の19にはリンク先ファイルは1つしかないと明示しているが、実際は多数のリンク先ファイルがあることを以下に示す。

19 閲覧用 URL	http://akindofgolden.web.fc2.com/404-3_kosai-hanketu-dai3-1.html
タイトル	大阪経済大学パワハラ訴訟 経営学部執行部（井形浩治 池吉野忠男現副学部長
リンク先ファイル	http://akindofgolden.web.fc2.com/9_601_20050701_ko25_isaka_shigemori_red.pdf

原告が明示するリンク先ファイル周辺のソースを抜粋したのが、下図である。

```

296 <p>
297 <a href="a_2003-12_taisyoku-ritu_saiyo-ritu.pdf">
ⓧ 298 2003年度在籍者は2012年度では28.9%、<br/>
299 2012年度の、退職率15.6%、新規採用率31.1%</a></p>
300 <h2></h2>
301
302 <p>
303 2010年4月、新規程が制定されたが、当時、井阪理事長も重森学長も、<br/>
304 「人事については、従前と全く変わりなく」と合同教授会の席で発言、その趣旨にそって、<br/>
305 特任用対象者は教学上の問題ではなく（既にこの観点で採用され、実績がある教員であることから）、<br/>
306 「大学人として心ざわしい人物」を特任用の対象とすると規程変更されている。</p>
307
308 <p>
ⓐ 309 <a href="9_601_20050701_ko25_isaka_shigemori_red.pdf">
310 (甲25) 2005年7月1日、井阪理事長および重森学長の、合同教授会での発言の反訳文</a></p>
311 <p>
Ⓨ 312 <a href="9_601_20050701_ko25_Isaka_Shigemori.mp3">
313 (甲30) 上記、音声データ</a></p>
314 <h2></h2>

```

この図から理解されるように、原告は、ⓐ のみをリンク先ファイルとして削除対象としているが、ⓧ も Ⓨ もリンク先ファイルであり、原告の削除要望対象でもある。

抜粋しなかった他の部分においても、原告の削除要望対象が多く存在することから、原告が証拠とする削除対象は不的確かつ不十分であると被告は主張する。

## 2 原告が提出した証拠と表現の自由への配慮に関して

被告が公開しているホームページ（原告のいうブログ）をもとに、原告は今回、4つの証拠を追加している（甲第7号証の1から甲第7号証の4）。

この4つの証拠の表現は、被告の公開したホームページの表現における「同一性保持権」を担保していないことから、読み手に被告の意図を正確に伝える保証がないという問題を生起させる。原告の主張する表現の自由と同じ認識、同じ立場で、被告の表現の自由にも接するべきであると、被告は主張する。

次に示す図の上段が、原告が証拠として提出した甲第7号証の1の抜粋であり、

## 甲第7号証の1



### ◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるハワハラ/アカハラ訴訟の全貌を情報公開する

ハワハラ/アカハラに関与した学部執行部（2014年度時点）  
井形浩治被告、池島真策被告、北村寛元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長



New

#### Contents

- HOME :
- バーチャルな最高裁の法廷で
- 原告の裁判への思い
- 被告ら学部執行部（旧・現）によるハワハラの履歴
- 裁判の経過観察と、原告・被告の提出資料一覧
- 大阪地裁、地位保全仮処分を巡る闘い
- 被告らの不法行為を明らかにする
- 被告らは、何故、推薦委員会に推薦できなかったのか

#### ※ 大阪高裁の判決に対する原告の感想 ※

2015年4月23日、大阪高裁で、判決の言い渡しがあった。

右の写真は、被告大学、被告井形、被告池島が敗訴に見合う金額を、原告弁護士宛に振り込んだというFAXである。

被告大学は、学生諸君やご父母が納めた入学金、授業料、という貴重なお金をこのようなハワハラ訴訟で浪費し、被告井形、被告池島、北村寛らには、

### Facsimile Cover Sheet

日付 平成27年5月19日  
送信先: 吉井康雄氏代理人、弁護士 藤川 信也 先生  
FAX 06-6121-2932  
発信元: 学校法人大経大経営大学外2号代理人  
弁護士 寺内 剛雄  
FAX 06-6323-5510 TEL 06-6323-6700

●件名 大阪高裁平成26年(ホ)第295号及び27年(ホ)第176号事件の件

拝啓 時下、皆様ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
早業は地裁のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

## ※ 同一エリアを抜粋した、被告のホームページ

### ◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるハワハラ/アカハラ訴訟の全貌を情報公開する

ハワハラ/アカハラに関与した学部執行部（2014年度時点）  
井形浩治被告、池島真策被告、北村寛元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長



#### Contents

- HOME:
- バーチャルな最高裁の法廷で
- 原告の裁判への思い
- 被告ら学部執行部（旧・現）によるハワハラの履歴
- 裁判の経過観察と、原告・被告の提出資料一覧
- 大阪地裁、地位保全仮処分を巡る闘い
- 被告らの不法行為を明らかにする
- 被告らは、何故、推薦委員会に推薦できなかったのか
- 特任人事における劣使慣行の存在を明らかにする
- 「例外中の例外」の3名は、劣使慣行の犠牲者か？

#### ※ 大阪高裁の判決に対する原告の感想 ※

2015年4月23日、大阪高裁で、判決の言い渡しがあった。

右の写真は、被告大学、被告井形、被告池島が敗訴に見合う金額を、原告弁護士宛に振り込んだというFAXである。

被告大学は、学生諸君やご父母が納めた入学金、授業料、という貴重なお金をこのようなハワハラ訴訟で浪費し、被告井形、被告池島、北村寛らには、

### Facsimile Cover Sheet

日付 平成27年5月19日  
送信先: 吉井康雄氏代理人、弁護士 藤川 信也 先生  
FAX 06-6121-2932  
発信元: 学校法人大経大経営大学外2号代理人  
弁護士 寺内 剛雄  
FAX 06-6323-5510 TEL 06-6323-6700

●件名 大阪高裁平成26年(ホ)第295号及び27年(ホ)第176号事件の件

拝啓 時下、皆様ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
早業は地裁のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

下段が、被告がインターネットに情報公開しているホームページの同一エリアの抜粋である。

原告は被告のホームページを忠実にコピーしていないため、レイアウトも、強調文字も、インデントも再現されていない。

### 3 結論

今回、被告が情報公開したホームページの一部を対象に、原告は削除請求対象の拡張を申し立てているが、その対象が不的確かつ不十分であることから、原告は削除請求対象を精査して再提出されるべき、と被告は提案する。

以上